

平成28年度臨時福祉給付金

平成28年8月1日発行
問合せ 越谷市福祉部 臨時福祉給付金室
市役所本庁舎1階 ☎963-9194

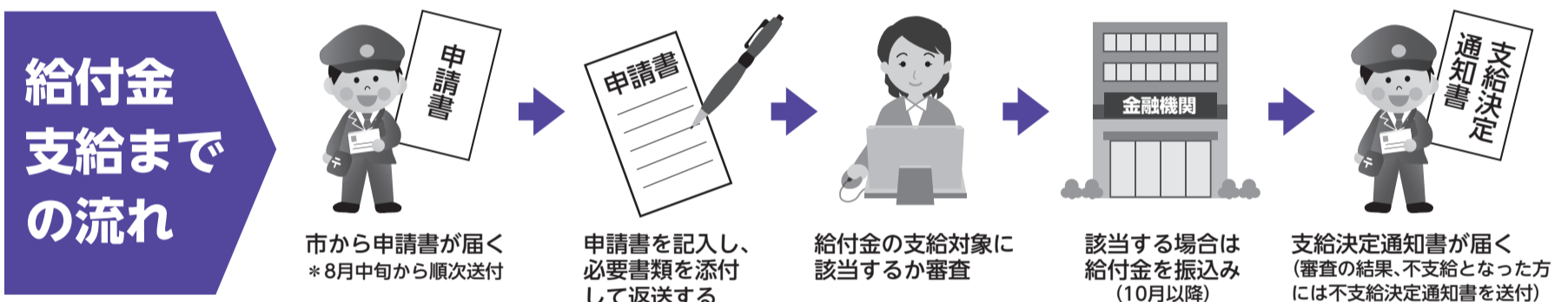
障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)のお知らせ

平成26年4月に消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い方の負担を減らすため、臨時的な給付措置として、平成26年度、27年度に実施した「臨時福祉給付金」の支給を今年度も行います。また、今年度の「臨時福祉給付金」支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方には、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」をあわせて支給します。

なお、給付金の支給には申請が必要となります。

申請受付期間 平成28年 8/22(月) ~ 平成29年 1/31(火) 消印有効
郵送で受付します

あらかじめ、対象と思われる方には、8月中旬から順次、申請書類を送付します



給付金の支給は、国の制度により10月以降となります

臨時福祉給付金

さらに、
障害基礎年金・遺族基礎年金を受給されている方は

《対象者》 次のすべての要件を満たす方

- 平成28年1月1日現在、越谷市に住民登録がある方
- 平成28年度分市民税（均等割）が非課税の方
- 平成28年度分市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等ではない方
- 平成28年1月1日現在、生活保護を受給中ではない方

《支給額》 支給対象者1人につき3,000円

《支給方法》 口座振込

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

《対象者》 次のすべての要件を満たす方

- 「臨時福祉給付金」(平成28年度)の対象者の方
- 障害基礎年金・遺族基礎年金受給者(平成28年5月分)の方
- 高齢者向け給付金を受給していない方

《支給額》 支給対象者1人につき30,000円

《支給方法》 臨時福祉給付金とあわせて口座振込

給付金の詳細については2面をご覧ください

お問い合わせは『越谷市臨時給付金コールセンター』でお受けします

フリーダイヤル



0120-372-192

8月1日(月)～11月30日(水) 8:30～17:15 *土曜・日曜日、祝日を除く

臨時福祉給付金

支給対象者

平成28年度分の市民税(均等割)が非課税の方
ただし、課税されている方の扶養親族等(※)である場合、または、生活保護を受給している場合等は対象外です
※扶養親族等とは、所得税の年末調整や確定申告または市民税の申告等で扶養親族、控除対象配偶者、専従者、配偶者特別控除の配偶者とされている方のことです

申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、返信用封筒に入れて申請受付期限(平成29年1月31日消印有効)までに返送してください

支給金額

支給対象者1人につき3,000円 ※支給は1回限りです

支給方法

申請者名義の国内の普通預金口座へ振り込みます(10月以降)

提出書類

- ①申請書
- ②支給対象者全員の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等)
※外国人の方は在留カード、特別永住者証明書等
- ③申請者名義の普通預金口座の通帳の写し(または口座内容のわかるもの)
※「平成27年度臨時福祉給付金」、今年度実施した「高齢者向け給付金」を受給された方で、同じ口座を指定される方は、提出は不要です

【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)		(公的年金等受給者)	
区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	96.5万円	単身	65歳以上 151.5万円
夫婦	146.9万円		65歳未満 101.5万円
夫婦・子1人	188万円	夫婦	65歳以上 201.9万円
夫婦・子2人	232.8万円		65歳未満 159.2万円

※税金上、配偶者を控除対象配偶者とし、子を扶養親族としている場合の非課税限度額

わたしは支給対象になりますか？

- Q1** 基準日の平成28年1月1日現在、越谷市に住民登録がありましたか？
はい いいえ → 平成28年1月1日現在、住民登録のあった市区町村が申請先になりますので、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください
- Q2** 平成28年度市民税(均等割)が非課税ですか？
はい いいえ → 支給対象になりません
- Q3** 基準日の平成28年1月1日現在、市民税が課税されているご家族の方の扶養親族等でしたか？(この場合の扶養親族等とは、税法上の扶養親族等のことです。健康保険上の扶養ではありません)
いいえ はい → 支給対象になりません
- Q4** 基準日の平成28年1月1日現在、生活保護を受給していますか？
いいえ はい → 支給対象になりません
- 臨時福祉給付金の支給対象になります**

臨時福祉給付金の支給対象者となる方のうち、下記の支給要件に該当する方には、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金があわせて支給されます

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方(ご注意)
障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方であっても、既に「高齢者向け給付金」を受給されている方は、この給付金は支給されません(国の制度により重複支給されません)

対象となる年金

- ①障害基礎年金
国民年金加入中に初診日のある病気やケガで政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられる年金
※昭和61年3月以前に受給権が発生した、障害基礎年金に相当する障害等級が1級または2級(船員保険の職務上の障害年金は1～5級)の障害年金についても対象となります
- ②遺族基礎年金
国民年金の加入者がなくなったときに生計を維持されていた子(※)のいる配偶者または子が受ける年金
(※)子とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1級、2級の障害がある子のことです
(ご注意)
老齢基礎年金は対象になりません
また、①障害基礎年金以外の障害年金(障害厚生年金等)や②遺族基礎年金以外の遺族年金(遺族厚生年金等)は対象になりません

支給金額

支給対象者1人につき30,000円 ※支給は1回限りです

支給方法

平成28年度臨時福祉給付金とあわせて振り込みます

わたしは支給対象になりますか？

- Q1** 臨時福祉給付金の支給対象者ですか？
はい いいえ → 支給対象になりません
- Q2** 平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金を受給していますか？
はい いいえ → 臨時福祉給付金のみ支給対象となります
- Q3** 障害・遺族基礎年金受給者の方で、高齢者向け給付金を受給しましたか？
いいえ はい → 臨時福祉給付金のみ支給対象となります
- 臨時福祉給付金、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金
どちらも支給対象になります**

よくあるご質問

Q1

給付金の対象になるかどうかは、いつの住民税が基準になりますか？



A1

平成28年度の市民税(住民税)が基準になります。平成28年度の住民税は、平成27年1月～12月の所得に基づいて計算されます。また、扶養親族等とは平成27年分の所得税の年末調整や確定申告等で、扶養親族等として申告(氏名を記載)した親族のことをいいます。

Q2

基準日(※)の翌日以降に引越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

※基準日:平成28年1月1日



A2

今回の給付金は基準日(※)時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続については、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q3

基準日(※)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

※基準日:平成28年1月1日

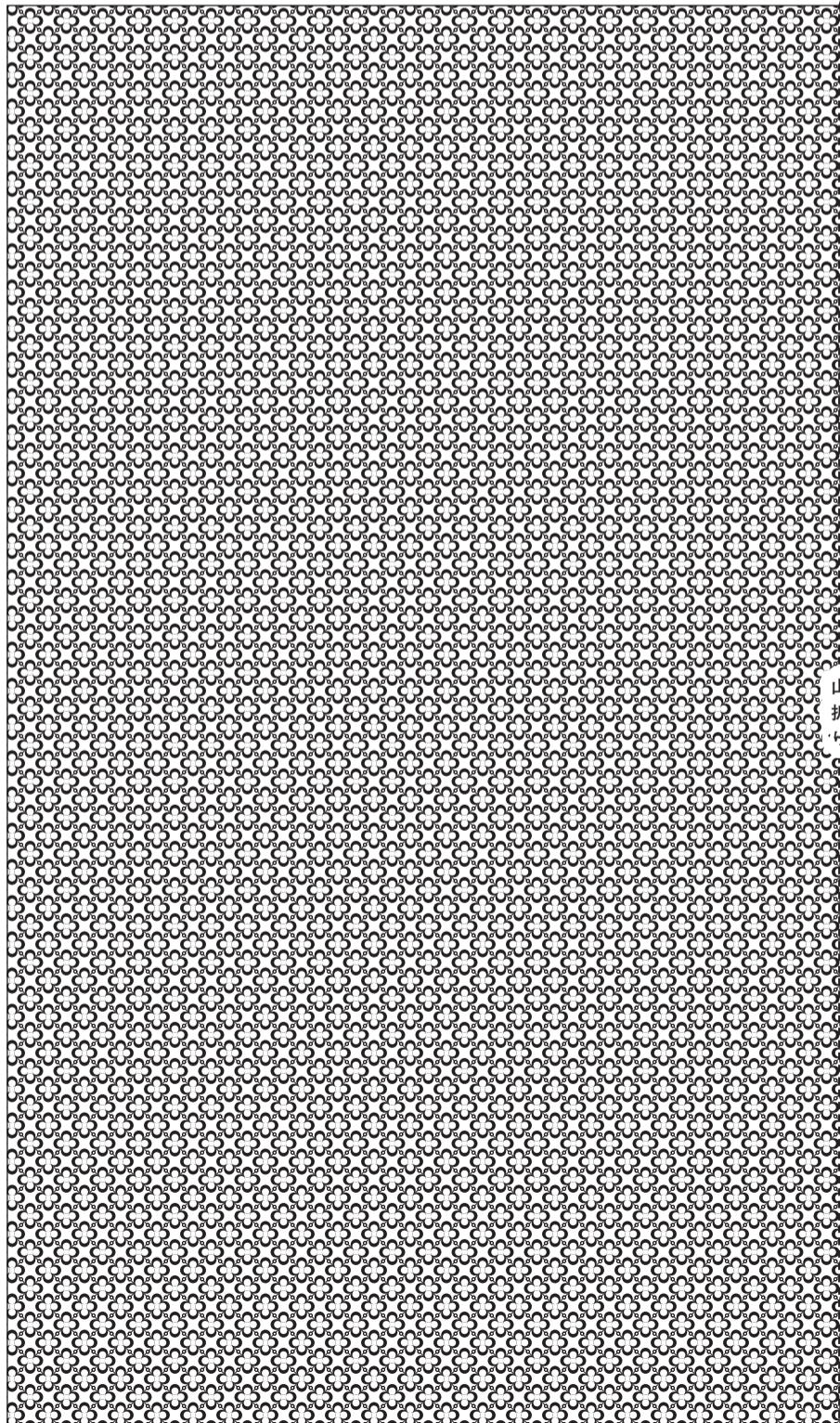


A3

基準日(※)に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、給付金の対象にはなりません。

ご注意ください

- ・臨時福祉給付金と障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請書は1枚にまとめられています。
- ・給付金の支給は口座振込みです。やむをえず口座が開設できない場合は、臨時福祉給付金室までご相談ください。



料金受取人払郵便

越谷郵便局
承認

3134

差出有効期限
平成29年2月
28日まで
(切手不要)

3 4 3 8 7 9 0

0 6 8

越谷市役所
臨時福祉給付金室行

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

山折り



山折り

配偶者からの暴力を理由に 避難している方

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により住民登録を移すことができていない方には、特例的な措置が設けられています。一定の要件を満たす方は、事前申出書（および必要書類）を提出していただくことにより、申請先変更等の措置を受けることができる場合があります。

具体的な申出の方法や要件については、臨時福祉給付金室にお問合せください。

問合せ：臨時福祉給付金室 ☎963-9194

「振り込め詐欺」にご注意ください

臨時福祉給付金等を装った振り込め詐欺が発生しています。市や厚生労働省などが手数料等の振込みを求めたり、ATM（銀行などの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話等があったときは、市や越谷警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

問合せ：越谷警察署 ☎964-0110

市から申請書が届かなかった方で給付金の対象と思われる方は

平成28年度の市民税の申告をしていない方等は給付金の対象となるか判断ができないため、申請書が送られない場合があります。給付金の対象と思われる方は、下図の送付申込書に必要事項を記入し、封筒の形に貼り合わせて郵送してください。8月下旬以降、随時、申請関係書類を送付します。なお、この送付申込書は、申請書を請求するためのものです。この送付申込書により給付金の申請をしたことにはなりませんのでご注意ください。

のりしろ

のりしろ

**臨時福祉給付金（兼）障害・遺族基礎年金受給者向け給付金
申請書送付申込書**

◆下記の対象者について、〈同意事項〉に同意の上、臨時福祉給付金等の申請書の送付を希望します。

基準日時点の住所 ※平成28年1月1日	越谷市	
現住所 (上記と同じ場合は省略可)		
対象者 ①	フリガナ	生年月日
	氏名 (印)	年 月 日
対象者 ②	フリガナ	生年月日
	氏名 (印)	年 月 日
対象者 ③	フリガナ	生年月日
	氏名 (印)	年 月 日
対象者 ④	フリガナ	生年月日
	氏名 (印)	年 月 日
対象者 ⑤	フリガナ	生年月日
	氏名 (印)	年 月 日
対象者 ⑥	フリガナ	生年月日
	氏名 (印)	年 月 日

〈同意事項〉
市が申請書を送付するにあたり、税や手当等の公簿を確認し、他の行政機関等に必要な資料を求めることに同意します。

連絡先電話番号 (日中連絡がとれる電話番号)	
---------------------------	--

〈備考欄〉

〈注意事項〉

- ①必要事項を記載し、押印してください。
- ②記名押印にかえて署名することができます。
- ③申請書は、8月下旬以降、随時、「現住所」宛に送付します。
- ④記入欄が足りない場合は、備考欄に、記入欄と同様の内容を記載し、押印してください。
- ⑤一部の対象者の方の現住所が異なる場合などは、その旨を備考欄にお書きください。

※この申請書送付申込書は、申請書を請求するためのものです。これをもって申請したことにはなりません。

のりしろ

のりしろ

谷折り

谷折り

のりしろ